

第33期

定時株主総会 招集ご通知

日時

平成31年1月29日(火曜日)

午前10時開会(受付開始 午前9時30分)

場所

鹿児島県鹿児島市東千石町1番38号

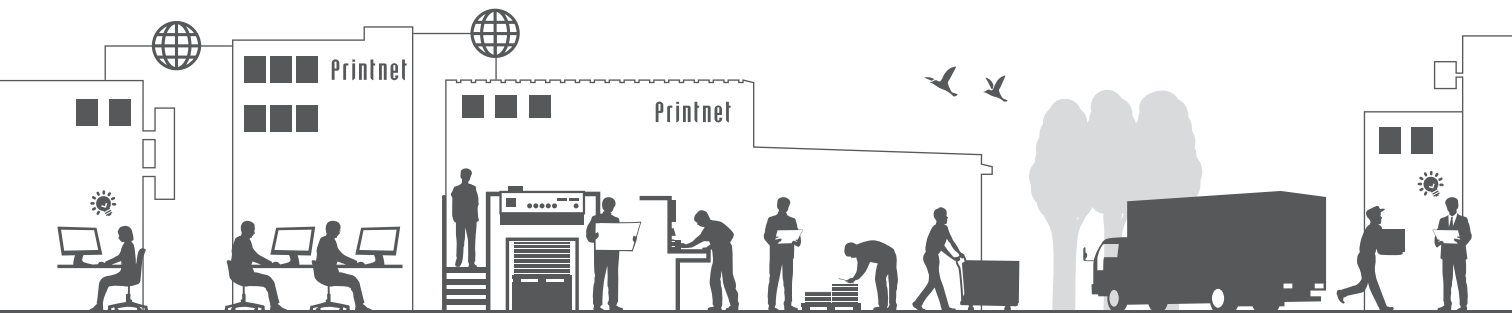
鹿児島商工会議所ビル(アイムビル)4F

目次

■ 第33期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
■ 事業報告	3
■ 計算書類	17
■ 監査報告書	20
■ 株主総会参考書類	23

決議事項

議案 監査役1名選任の件



証券コード 7805
平成31年1月11日

株 主 各 位

鹿児島県鹿児島市城南町10番7号
プリントネット株式会社
代表取締役社長 **小田原 洋 一**

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成31年1月28日（月曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成31年1月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 鹿児島県鹿児島市東千石町1番38号
鹿児島商工会議所ビル（アイムビル）4F
3. 目的事項
報告事項 第33期（平成29年11月1日から平成30年10月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
議 案 監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、提供すべき書面のうち「計算書類の個別注記表」をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://printnet.jp>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成に際して監査した計算書類には、本添付書類の記載のもののほか、この「計算書類の個別注記表」も含まれております。

また、事業報告及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://printnet.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成29年11月1日から  
平成30年10月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善が続き、緩やかな回復基調で推移しております。一方、海外経済の不確実性や米国発の通商政策による影響に留意する必要があることなど、先行きが不透明な状況が続いております。

印刷業界につきましては、用紙価格に関する値上げの動きは落ち着いたものの、電子メディア等の普及による紙媒体の需要減少に加え、人件費や運送費の高騰、過当競争による受注金額の下落など、引き続き厳しい経営環境となっております。

このような状況のもと、当社は供給能力増強のため新印刷機導入等の設備投資の実施、また、サービス、受注サイト、顧客対応について、お客様目線での改善を続けてまいりました。

以上の結果、売上高は7,387百万円（前期比7.9%増）、営業利益は777百万円（前期比19.7%増）、経常利益は772百万円（前期比17.5%増）、当期純利益は502百万円（前期比22.9%増）と増収増益となりました。

##### ② 設備投資の状況

当事業年度におきましては、自社生産能力の向上を目的として、総額774百万円の設備投資を実施しております。

主な投資といたしましては、東京西工場において製造設備の強化に伴う機械装置として333百万円の設備投資を実施しました。

また、当事業年度において、東京西工場のオフセット印刷機1台の売却を行っております。

##### ③ 資金調達の状況

平成30年10月18日に東京証券取引所ジャスダック市場へ上場し、平成30年10月17日に公募増資により750,000株の新株式を発行し、これにより966百万円の資金調達を行いました。また、平成30年10月29日に第三者割当増資により240,000株の新株式を発行し、これにより309百万円の資金調達を行いました。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分        | 第30期<br>平成27年10月期 | 第31期<br>平成28年10月期 | 第32期<br>平成29年10月期 | 第33期<br>(当事業年度)<br>平成30年10月期 |
|------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------|
| 売上高        | 4,786,502 千円      | 5,858,142 千円      | 6,848,390 千円      | 7,387,410 千円                 |
| 経常利益       | 257,868 千円        | 523,029 千円        | 657,429 千円        | 772,358 千円                   |
| 当期純利益      | 200,400 千円        | 386,717 千円        | 408,860 千円        | 502,389 千円                   |
| 1株当たり当期純利益 | 5,010.00 円        | 96.57 円           | 92.42 円           | 111.56 円                     |
| 総資産        | 3,347,453 千円      | 4,233,078 千円      | 4,612,880 千円      | 6,106,051 千円                 |
| 純資産        | 374,880 千円        | 908,478 千円        | 1,486,783 千円      | 3,264,293 千円                 |
| 1株当たり純資産額  | 9,372.02 円        | 214.26 円          | 332.58 円          | 597.81 円                     |

(注) 平成27年10月23日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合をもって株式分割を、平成28年10月15日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合をもって株式分割を行っております。なお、当該株式分割が第30期期首に行われたと仮定した場合、各事業年度における1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、次のとおりとなります。

|                | 第30期  | 第31期   | 第32期   | 第33期   |
|----------------|-------|--------|--------|--------|
| 1株当たり当期純利益 (円) | 50.10 | 96.57  | 92.42  | 111.56 |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 93.72 | 214.26 | 332.58 | 597.81 |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の当社を取り巻く経営環境につきまして、印刷業界においては、原材料価格の上昇、電子メディア普及による紙媒体需要の低迷や競争激化による受注単価のさらなる下落が見込まれ、引き続き厳しい状況が予想されます。

このような状況下で、当社が対処すべき当面の課題は以下のとおりであります。

##### ① 人材の育成と確保

当社が将来にわたり事業を発展していくためには、多様な専門技術に精通した人材、経営戦略や組織運営といったマネジメント能力に優れた人材の確保、育成を継続的に推進していくことが重要な課題であります。そのため、総合的な研修制度の導入やキャリア支援制度の構築、目標管理制度に基づいた公平な評価・処遇制度の充実及び自己啓発支援制度の充実等、社員のモチベーションを向上する仕組みを構築し、社員の定着と育成に努めています。また、福利厚生面では事業所及び社員寮内に社員食堂や託児所の設置を今後すすめていく予定であります。

##### ② 印刷品質のさらなる向上

当社は、平成24年7月に一般社団法人日本印刷産業機械工業会（JPMA）が認定する「Japan Color認証制度」による認証を取得しており（東京西工場、九州工場）、精度の高い印刷色を再現することで、品質の安定化を図るとともに、検品体制を強化し、万全の状態での製品をお届けできるよう品質の向上に努めてまいります。

##### ③ 情報セキュリティ対策の強化

当社は、インターネットを通じて顧客情報を取り扱うため、情報セキュリティ対策については当社の重要課題と位置付けております。そのため、個人情報保護対策としてプライバシーマークを取得し、情報セキュリティへの対応策としてISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得いたしました。今後は、これらのシステムにおいて運用レベルの向上を図るとともに、内部統制についても引き続き強化してまいります。

##### ④ 受注サイトユーザビリティの強化

データ保管期間の延長、保管データの修正サービスといったデータ関連サービスの利便性向上に加え、5週間以内で印刷物を保管し、指定日時に納品を行う分納サービス等を行っております。今後についても、さらなるサポート体制の充実及び新サービスの展

開を計画しております。

⑤ 印刷材料の購買力の向上

平成29年10月期から平成30年10月期において、売上高に対する洋紙等の材料費の割合は、36.2%から35.2%で推移しております。

今後、同業者間における価格競争力を強化するためには、売上高に対する材料費の比率を引き下げる必要があります。そのためには、当社購買部門における仕入管理の強化及び仕入業者間での適正な競争を促していく必要があります。

⑥ 環境、社会への配慮

当社が持続的な成長を目指すうえで向上的な利益の確保も重要ですが、その一方、環境や社会へ配慮することも求められており、対応をすすめております。例えば、オフセット印刷におけるインキのノンVOC化については、他社に先駆け平成28年10月期から100%ノンVOCインキ（注）を使用しております。

（注）ノンVOCインキ…構成成分中の高沸点石油系溶剤を植物油等に置き換えて1%未満に抑えたインキ

(5) 主要な事業内容

当社は、インターネットによる印刷物及び印刷資材の通信販売を主たる事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成30年10月31日現在）

| 名 称  | 所 在 地                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------------|
| 本社   | 東京都千代田区丸の内<br>(登記上の本店所在地 鹿児島県鹿児島市)                                    |
| 営業拠点 | 本部（鹿児島県鹿児島市）、東京支店（東京都港区）                                              |
| 製造拠点 | 東京西第一工場（山梨県上野原市）<br>東京西第二工場（山梨県上野原市）<br>九州工場（鹿児島県始良市）<br>埼玉工場（埼玉県比企郡） |

(7) 従業員の状況（平成30年10月31日現在）

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 234名    | 9名増         | 33.9歳   | 4.8年        |

(注) 従業員数は就業従業員数であり、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況

| 借 入 先                 | 借 入 金 残 高  |
|-----------------------|------------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行     | 775,741 千円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行   | 356,250 千円 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 291,675 千円 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成30年10月18日に東京証券取引所JASDAQ市場に上場いたしました。



## 2. 会社の株式に関する事項（平成30年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 17,500,000株  
 (2) 発行済株式の総数 5,460,400株  
 (注) 株式上場のための平成30年10月17日付の公募増資及び平成30年10月29日付の第三者割当増資により、発行済株式総数は、990,000株増加いたしました。  
 (3) 株主数 2,704名  
 (4) 大株主

| 株 主 名                                                         | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------------------------------|-------------|---------|
| PNコーポレーション株式会社                                                | 2,000,000 株 | 36.63 % |
| 小田原 洋一                                                        | 748,200 株   | 13.70 % |
| 株式会社SBI証券                                                     | 215,800 株   | 3.95 %  |
| 森田 樹里                                                         | 150,000 株   | 2.75 %  |
| 大日本商事株式会社                                                     | 80,000 株    | 1.47 %  |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASH PB)           | 79,700 株    | 1.46 %  |
| BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS | 70,200 株    | 1.29 %  |
| 楽天証券株式会社                                                      | 64,300 株    | 1.18 %  |
| 日本証券金融株式会社                                                    | 59,000 株    | 1.08 %  |
| 鎌田 光和                                                         | 56,000 株    | 1.03 %  |

(注) 持株比率については小数点以下第3位を四捨五入しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

|                                                     |                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 銘柄                                                  | 第1回新株予約権                                                                                                                                                        |
| 発行決議日                                               | 平成28年10月17日                                                                                                                                                     |
| 保有人数<br>当社取締役（社外役員を除く）<br>当社社外取締役（社外役員に限る）<br>当社監査役 | 2名<br>1名<br>一名                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の数                                             | 230個                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数                                 | 普通株式 23,000株                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の発行価額                                          | 無償                                                                                                                                                              |
| 新株予約権の行使時の払込金額                                      | 1個につき612円                                                                                                                                                       |
| 新株予約権の行使期間                                          | 平成30年11月1日から平成34年10月31日まで                                                                                                                                       |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額                 | 発行価格 612円<br>資本組入額 306円                                                                                                                                         |
| 新株予約権の主な行使の条件                                       | 新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。<br>その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                                      | 新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。                                                                                                                           |

- (2) 当事業年度中に当社従業員に対して交付した新株予約権等の概要  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成30年10月31日現在）

| 地位及び担当     | 氏名    | 重要な兼職の状況                                                                                        |
|------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長    | 小田原洋一 |                                                                                                 |
| 常務取締役兼管理部長 | 赤江地衣  |                                                                                                 |
| 取締役兼販売営業部長 | 岡芳樹   |                                                                                                 |
| 取締役        | 本多淳太郎 | 弁護士法人照国総合事務所所属                                                                                  |
| 取締役        | 西村誉弘  | リーダーズサポート公認会計士事務所 代表<br>リーダーズサポート税理士法人 代表<br>株式会社フルブリッジ 監査役<br>岐阜製販株式会社 監査役<br>株式会社アイ・ピー・エス 監査役 |
| 常勤監査役      | 白石純孝  |                                                                                                 |
| 監査役        | 大久保範俊 | 大久保範俊税理士事務所 代表<br>大久保範俊行政書士事務所 代表<br>Feel Free合同会社 代表                                           |
| 監査役        | 土田三喜彦 |                                                                                                 |

- (注) 1. 取締役本多淳太郎氏及び取締役西村誉弘氏は、社外取締役であります。
2. 監査役白石純孝氏、監査役大久保範俊氏及び監査役土田三喜彦氏は、社外監査役であります。
3. 取締役本多淳太郎氏は、弁護士資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役西村誉弘氏は公認会計士資格及び税理士資格を、監査役大久保範俊氏は税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 役員区分                   | 報酬等の総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) |               |    |       | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------------|----------------|----------------|---------------|----|-------|-----------------------|
|                        |                | 基本報酬           | ストック<br>オプション | 賞与 | 退職慰労金 |                       |
| 取締役<br>(社外取締役を<br>除く。) | 64,175         | 64,175         | —             | —  | —     | 3                     |
| 監査役<br>(社外監査役を<br>除く。) | —              | —              | —             | —  | —     | —                     |
| 社外取締役                  | 7,200          | 7,200          | —             | —  | —     | 2                     |
| 社外監査役                  | 8,733          | 8,733          | —             | —  | —     | 3                     |

- (注) 1. 上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成26年12月24日開催の第29期定時株主総会において年額100,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成27年8月28日開催の臨時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額15,959千円(取締役3名14,959千円、監査役1名1,000千円)を計上しております。

## (4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係、主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

|            | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                                                   |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 本多 淳太郎 | 毎月1回開催される定期取締役会及び臨時取締役会において、そのすべてに出席しております。当該取締役会においては、弁護士としての高い見識と幅広い経験等を活かし、社外取締役として客観的な立場から発言を行っております。                                                                    |
| 取締役 西村 誉弘  | 毎月1回開催される定期取締役会及び臨時取締役会において、そのすべてに出席しております。当該取締役会においては、公認会計士及び税理士としての立場から、月次報告の項目についてのアドバイス等、財務及び会計に関する意見や助言等を行っております。                                                       |
| 監査役 白石 純孝  | 毎月1回開催される定期取締役会及び臨時取締役会においてそのすべてに、また当該取締役会の前後に開催される監査役会において、そのすべてに出席しております。出席した取締役会及び監査役会においては、上場会社の代表取締役を務めた経験を基に、経営全般における意見や助言等を行っております。                                   |
| 監査役 大久保 範俊 | 毎月1回開催される定期取締役会及び臨時取締役会においてそのすべてに、また当該取締役会の前後に開催される監査役会において、そのすべてに出席しております。出席した取締役会及び監査役会においては、税理士としての立場から、月次報告の項目についてのアドバイス等、財務及び会計に関する意見や助言等を行っております。                      |
| 監査役 土田 三喜彦 | 毎月1回開催される定期取締役会及び臨時取締役会においてそのすべてに、また当該取締役会の前後に開催される監査役会において、そのすべてに出席しております。出席した取締役会及び監査役会においては、用地取得に係る手続についての助言や消防法に関わる避難訓練手順のアドバイス等、行政手続や業務監査等について豊富な経験を基にした意見や助言等を行っております。 |

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 監査証明業務に<br>基づく報酬(千円) | 非監査業務に<br>基づく報酬(千円) |
|----------------------|---------------------|
| 14,000               | 1,500               |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制に関する決議の内容の概要

- ① 当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は常勤監査役1名を含む3名の社外監査役を置き、監査役会規程及び監査役監査規程に基づき、取締役の職務執行について定期的に監査を実施する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び「情報セキュリティ管理規程」「I S M S マニュアル」に基づき適切に保存し、管理する。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス規程、危機管理規程その他の社内規程において、当社のリスク管理体制及び有事の際の対応を明確化する。

また当社は、日常の労働安全衛生面、環境面、製品品質面及び情報セキュリティ面等に関して、当社内で開催する各種委員会等を通してリスク管理を行う。業務担当部門においては、各々の業務に内在するリスクを専門的な立場から把握し、これを自律的に管理することとする。

経営企画室内に内部監査担当者をおき、定期的に内部監査を実施することで個別リスクを洗い出し、当社各部署におけるリスク管理状況を監査し、その結果を当社の代表取締役社長に報告することにより、リスクを最小限にとどめるよう対応する。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月及び必要に応じて随時開催し、経営の意思決定の迅速化と効率的な事業の運営を行う。

- ⑤ 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項  
当社は、監査役会が職務を補助すべき従業員を求めた場合、監査役会と協議の上、必要に応じて監査業務を補助する従業員を配置する。
- ⑥ ⑤の従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項  
当該従業員は、監査役の指揮命令の下にその職務を執行する。なお、当該従業員の人事考課、異動、懲戒については、監査役会の同意を得る。
- ⑦ 当社の監査役の⑤の従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役は必要に応じ、いつでも取締役及び従業員に対して、業務執行に関する報告を求めることができるものとする。
- ⑧ 当社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告をするための体制  
取締役及び従業員は、随時及び定期的に、その職務及び業務の執行状況その他に関する報告を行う。また、代表取締役は、監査役と定期的に会合の機会を持ち、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うとともに、法令の定める事項のほか、監査役との協議により定めた報告すべき事項について、監査役に報告しなければならない。
- ⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、⑧の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、当該報告者に不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社取締役、監査役及び従業員に周知徹底する。
- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する事項  
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続等の請求を当社にした場合は、当社がその請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じる。



- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役会は、監査役が取締役会及び重要な会議等に出席する体制を整備するとともに、定期的に代表取締役、内部監査担当者及び会計監査人と意見交換する機会を設ける。
- ⑫ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- (a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方  
当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）との関係を一切遮断する。
- (b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
- イ 「反社会的勢力対策規程」の運用を徹底する。
- ロ 「反社会的勢力調査マニュアル」及び「反社会的勢力対応マニュアル」の周知を徹底し、運用体制を強化する。
- ハ コンプライアンス委員会を開催し、反社会的勢力情報の収集に取り組む。
- ニ 新規取引先や顧客等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は業務の適正を確保するため、以下の具体的取り組みを行う。

- ①当社はコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を四半期に一度開催し、法令遵守上のリスク等について情報の共有を行う。
- ②内部監査人が内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施する。監査結果については適時、取締役及び監査役に報告する。
- ③当社は個人情報保護対策としてプライバシーマークを取得し、情報セキュリティへの対応策としてISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得しており、これらにおいて運用レベルの向上を図り、内部統制の強化を行う。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成30年10月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,044,973</b> | <b>流動負債</b>     | <b>1,628,973</b> |
| 現金及び預金          | 2,002,368        | 買掛金             | 411,811          |
| 受取手形            | 682              | 1年内返済予定の長期借入金   | 524,280          |
| 売掛金             | 613,484          | 未払金             | 174,203          |
| 製品              | 6,023            | 未払費用            | 103,214          |
| 仕掛品             | 13,760           | 未払法人税等          | 256,000          |
| 原材料及び貯蔵品        | 129,239          | 前受金             | 29,367           |
| 前払費用            | 40,742           | 預り金             | 41,623           |
| 繰延税金資産          | 30,023           | 賞与引当金           | 32,689           |
| 未収入金            | 211,483          | その他の            | 55,782           |
| その引当金           | 211              | <b>固定負債</b>     | <b>1,212,783</b> |
| 貸倒引当金           | △3,046           | 長期借入金           | 899,386          |
| <b>固定資産</b>     | <b>3,061,077</b> | ポイント引当金         | 79,559           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,844,045</b> | 退職給付引当金         | 51,047           |
| 建物              | 651,509          | 役員退職慰労引当金       | 182,790          |
| 構築物             | 36,266           | <b>負債合計</b>     | <b>2,841,757</b> |
| 機械及び装置          | 1,240,510        | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| 車両運搬具           | 31,667           | <b>株主資本</b>     | <b>3,264,293</b> |
| 工具、器具及び備品       | 32,530           | 資本金             | 815,722          |
| 土地              | 519,227          | 資本剰余金           | 795,722          |
| リース資産           | 2,218            | 資本準備金           | 795,722          |
| 建設仮勘定           | 330,115          | 利益剰余金           | 1,652,848        |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>19,992</b>    | その他利益剰余金        | 1,652,848        |
| 商標              | 1,025            | 特別償却準備金         | 27,371           |
| ソフトウェア          | 18,625           | 繰越利益剰余金         | 1,625,476        |
| その他             | 341              |                 |                  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>197,039</b>   | <b>純資産合計</b>    | <b>3,264,293</b> |
| 出資              | 25               | <b>負債・純資産合計</b> | <b>6,106,051</b> |
| 破産更生債権等         | 4,814            |                 |                  |
| 長期前払費用          | 85,731           |                 |                  |
| 繰延税金資産          | 34,095           |                 |                  |
| その他             | 77,177           |                 |                  |
| 貸倒引当金           | △4,804           |                 |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>6,106,051</b> |                 |                  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成29年11月1日から  
平成30年10月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     | 金 額       |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 7,387,410 |
| 売 上 原 価               |         | 5,220,305 |
| 売 上 総 利 益             |         | 2,167,104 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 1,389,127 |
| 営 業 利 益               |         | 777,977   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 13      |           |
| 受 取 賃 貸 料             | 7,984   |           |
| そ の 他                 | 2,125   | 10,123    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 4,895   |           |
| 株 式 交 付 費             | 10,232  |           |
| そ の 他                 | 614     | 15,742    |
| 経 常 利 益               |         | 772,358   |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 特 別 利 益               | 60,552  | 60,552    |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 特 別 損 失               | 2,457   | 2,457     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 830,453   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 360,554 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △32,490 | 328,063   |
| 当 期 純 利 益             |         | 502,389   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成29年11月1日から  
平成30年10月31日まで)

(単位：千円)

|                | 株主資本    |         |             |             |             |             |            | 純資産合計     |
|----------------|---------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-----------|
|                | 資本金     | 資本剰余金   |             | 利益剰余金       |             |             | 株主資本<br>合計 |           |
|                |         | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合計 | その他利益剰余金    |             | 利益剰余金<br>合計 |            |           |
|                |         |         |             | 特別償却<br>準備金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |            |           |
| 当期首残高          | 178,162 | 158,162 | 158,162     | 50,305      | 1,100,153   | 1,150,458   | 1,486,783  | 1,486,783 |
| 当期変動額          |         |         |             |             |             |             |            |           |
| 新株の発行          | 637,560 | 637,560 | 637,560     |             |             |             | 1,275,120  | 1,275,120 |
| 特別償却準備金<br>の取崩 |         |         |             | △22,933     | 22,933      | —           | —          | —         |
| 当期純利益          |         |         |             |             | 502,389     | 502,389     | 502,389    | 502,389   |
| 当期変動額合計        | 637,560 | 637,560 | 637,560     | △22,933     | 525,323     | 502,389     | 1,777,509  | 1,777,509 |
| 当期末残高          | 815,722 | 795,722 | 795,722     | 27,371      | 1,625,476   | 1,652,848   | 3,264,293  | 3,264,293 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成30年12月13日

プリントネット株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

|                    |       |           |
|--------------------|-------|-----------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 川 畑 秀 二 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 西 元 浩 文 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、プリントネット株式会社の平成29年11月1日から平成30年10月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年11月1日から平成30年10月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年12月13日

プリントネット株式会社 監査役会  
常勤監査役 白石 純 孝 ㊟  
監査役 大久保 範 俊 ㊟  
監査役 土 田 三喜彦 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 議 案 監査役1名選任の件

更なる取締役会の監督機能強化を図り、経営の透明性を高めていくため、法務の分野で豊富な経験と見識を有する上釜明大氏を社外監査役候補者として選任することといたしました。

なお、本議案の本株主総会への提出については、監査役会の同意を得ております。監査役候補者の氏名・略歴などは次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                 | 所有する当社の株式の数 |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-------------|
| うえかま あきひろ<br>上釜 明大<br>(昭和51年5月12日) | 平成15年10月 福元法律事務所入所<br>平成23年4月 鹿児島県弁護士会 副会長<br>(重要な兼職の状況)<br>弁護士 (福元法律事務所) | —           |

(注) 1. 上釜明大氏は、新任の候補者であります。

2. 上釜明大氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 上釜明大氏は社外監査役候補者であります。

4. 上釜明大氏は、弁護士として企業法務及び労務に関する専門的見識と豊富な経験を有し、また、過去に当社の顧問弁護士を務めており、当社の事業内容に関する見識も有しております。これらを当社の監査に生かしていただけたと考え、同氏を社外監査役候補者としてしました。

5. 当社は、上釜明大氏が監査役に選任され就任した場合には、同氏を株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として届出を行います。

6. 上釜明大氏が監査役に選任され就任した場合には、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令に定める最低責任限度額を限度として負担するものとする契約を締結する予定であります。

以 上



【× 毛 欄】

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

【× 毛 欄】

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

# 株主総会会場 ご案内図

会場

鹿児島市東千石町1-38

鹿児島商工会議所ビル(アイムビル) 4F

TEL : (099) 227-1980



## 交通のご案内

### JR鹿児島中央駅より

- 市鉄(路面電車) 天文館通電停下車 徒歩3分
- 鹿児島駅方面行きバス乗車5分、高見馬場バス停下車 徒歩0分

### 鹿児島空港より

- 鹿児島市内行き  
リムジンバス乗車50分、  
天文館バス停下車 徒歩3分

### お車をご利用の場合

- 有料地下駐車場がございます。  
※サービスチケット等の発行は行って  
おりません。

プリントネット株式会社

<https://printnet.jp>

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。